

令和3年第7回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年7月14日、午前10時から、地域振興プラザ大会議室において、令和3年第7回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
杉本 真紀子
吉田 伸幸
三戸 美代子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	佐藤 知子
学務課長	町田 義信
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	久野 由人
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第22号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第5 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和3年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は杉本委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 学校開放事業について（6月分）

学務課長 　1 不登校による欠席児童・生徒数について（6月分）
2 令和3年度第1回学事・保健・給食担当課長会について
3 令和3年度児童・生徒数・学級数について（令和3年7月1日現在）

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育活動の振興について
2 芸術文化活動の振興について
3 文化財の保護と普及について
4 生涯学習推進事業について
5 学校施設コミュニティ開放事業について

- 6 公民館主催事業の実施状況について
- 7 生涯学習課利用統計について（公民館 6 月分）

学校給食課長

- 1 第一調理場の炊飯設備（災害時用）を活用した米飯の提供について
- 2 施設見学会について
- 3 第 1 回栄養連絡会について
- 4 第 1 回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
- 5 令和 3 年度東京都市学事・保健・給食担当課長会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域との連携について
- 6 学校との連携について
- 7 図書館の利用状況について（令和 3 年 6 月分）

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第 4 第 22 号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会の組織を構成する委員を見直すため、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長

それでは、稲城市立学校給食共同調理場の運営委員会の規則改正について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

議案関係資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

こちらの 1 ページの議案概要説明書と、2 ページ目の新旧対照表を使ってご説明をさせていただきます。

初めに、議案概要説明書のほうをお願いします。

概要でございます。稲城市立学校給食共同調理場運営委員会、（以下、「運営委員会」といたします。）の所掌事項としましては、稲城市立学校給食共同調理場の運営等に関する事項としております。

このため、医師としての専門的なご意見をお聞きする機会が少ない状況があったことから、事務局のほうで委員の構成につきまして再検討いたしまして、この運営委員会の構成する委員の内の、市立小中学校の学校医につきまして、見直しを行ったものでございます。

こちらの学校医につきまして、委員から除外する規定でございますが、一方、もし医師からの専門的な意見を伺う必要がある場合にも備えまして、そのような場合には臨時に出席を要請して、意見を聴取することができるように規定を追加するものでございます。

併せて条文の文言を整理いたします。

改正内容でございます。

第3条第1項の委員定数につきまして、「15人」以内を「14人」以内に改めます。

第3条第2項の委員の構成員につきまして、第5号の「市立小中学校校医」を削除いたします。それに伴いまして、第6号を「第5号」に、第7号を「第6号」に、それぞれ項番号を1号ずつ繰り上げます。

次に、第6条第2項でございますが、こちら文言整理をさせていただいております。「過半数以上が出席しなければ会議を開くことは」できないという文言を「半数以上の出席がなければ会議を開くことは」できないに改めます。内容的には特に変更はございません。

最後でございますが、第6条第3項の次に、新たな規定を追加いたします。第4項といたしまして、「4 運営委員会は、必要があると認めるときは、運営委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。」を加えます。

施行期日でございますが、こちらは公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 今回のこの改正につきましては、前回のご提案も含めて、その間の流れの中で理解をしているつもりでございます。ただ、前回の際にも申し上げたんですけれど、見直しをしなければいけないところは、学校医だけではないということは感じているところです。

今この時期に、ここで学校医を削除するということについて規則改正をしないと、今年度のスタートを切れないという、今年度はもう既に入っていますけれど、ご事情があるんだろうというふうには思いますけれど、次年度に向けて、この委員のメンバーというのは、今、具体的な方向ということではなくても、考えていらっしゃることはあるんでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 委員構成でございますが、こちらにつきましては、今回、委員の委嘱、更新の年、こちら2年の任期となっておりますが、更新の時期というところ

るで、こちら1回見直しを図ったところでございますが、学校医につきましては、その推薦母体であります稲城市医師会のほうに推薦を依頼したところでございますが、こちらのほうから学校医に推薦していただいている委員の方からの意見を発言する機会がなかなかそういう場面が少ないというようなことがあります。そういったところの中で、この委員会における学校医の位置づけだとか、そういったところをもう一度考えてほしいというようなご依頼があったことから、事務局のほうで再検討したところでございます。

また、そのほかの委員の皆様につきましても、こちらもともと15人いましたので、かなり大きな人数になっているというふうには認識しておりますので、今回は委員の推薦もいただきまして、前回の教育委員会の中で承認いただきましたので、こちら14人体制で行いたいと思っておりますが、次回の改正に向けて、各それぞれの委員の構成につきましては再検討を行い、必要な部分、必要でない部分というのを精査していきたいというふうに考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。結構です。よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに。
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第22号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 報告事項です。本日の報告事項は1件です。

報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」を教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、本日、机上に配付いたしました新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についてをご説明をさせていただきます。

7月12日に発令されました4回目となります緊急事態宣言を受けまして、各課の対応についてご報告をさせていただきます。なお、星印のところにつきましては、緊急事態宣言による変更をしたところになります。

初めに、教育総務課でございます。

学校体育施設開放事業につきましては、引き続き緊急事態宣言終了まで終了時間を20時までに短縮しております。

指導課関係でございます。星印の変更のほうをご覧ください。

②飛沫感染の可能性のあるリスクの高い教育活動の制限をしております。

③部活動は、自校内の活動のみ実施。括弧でございますが、公益財団法人日本中学校体育連盟主催の大会については、当該連盟の指示に従うこととしております。

④稲城ふれあいの森、こちら宿泊を取っていただきまして、正式名称は稲城ふれあいの森体験学習でございます。小学校第5学年を対象としておりますが、9月から10月に延期して実施をする予定でございます。

⑤野沢村温泉、こちらがすいません、宿泊が入る事業名となっております。正式には野沢温泉村宿泊体験学習、こちら小学校第6学年を対象とした事業でございますが、7月13日から16日に実施予定だった6校、一小、三小、四小、六小、七小、南山小学校につきましては、9月以降に延期して実施する予定でございます。

(2)中止事業でございます。

オリンピックパラリンピック学校連携観戦、小学校第5・第6学年及び中学校第1・第2・第3学年は、7月6日に中止を決定しております。

裏面をご覧ください。

3、生涯学習課関係でございます。

公民館貸出施設、Iプラザ貸出施設とともに、緊急事態宣言終了まで終了時間を20時までに短縮しております。

4、図書館課関係でございます。

記載しております取組の内容につきまして、緊急事態宣言終了まで引き続き対応を継続いたします。

報告内容は以上でございます。

教育長 以上で報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 指導課関係で質問があります。

星印が5か所あるんですけど、このうちの②、③について、具体的に緊急事態宣言前と宣言後とで、どのように変わったかを教えていただけま

すか。

教育長 指導課長。

指導課長 それでは、今ご質問がありました、まず、②のほうでございますが、緊急事態宣言下になった際には、このリスクの高いというのは、密接に接触をするような活動ですとか、飛沫が飛ぶので、例えばリコーダーですとか、歌唱、そういった活動を想定して制限しております。まん延防止等重点措置の際には、その飛沫感染は十分配慮した上で、可能な範囲で活動を認めるというようなお伝えの仕方をしていたしました。

③部活動につきましては、緊急事態宣言下では自校内の活動というふう
に制限をしております。ただこれも、主体的にやってくださいというふう
にこちらから投げかけているわけではなく、学校の状況によって部活動を
したいということであれば、この範囲内で行っていただきたい。ただし、
日本中学校体育連盟のほうにはガイドラインがもう出ておりまして、その
日本中学校体育連盟のガイドラインに従って、大会等には出るか出ないか
は学校長判断というふうにしております。まん延防止等重点措置の際には、
市外への対外試合等についても、十分新型コロナウイルス感染症の対策を
取った上で可というふうにはしていたしました。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。そうしますとちょっと確認ですけれども、②についまし
ては、制限という文言ではありますけれど、現実的には、ほぼそれはほか
の活動に変えるようにというふうな読み取りでいいのかということを確認
させてください。

もう一つ③ですけれど、実際には、日本中学校体育連盟主催が一番上にあ
る大会で、これは予選から始まって、様々な大会が段階的にあると思いま
すけれど、これらについては、実施されているというのが現状なのか、
その2点を教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 1点目につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

2点目の日本中学校体育連盟につきましては、各種目によって異なるの
で、全ての種目が計画どおり進んでいるかということは、指導課としても
確認はしておりませんが、感染拡大防止を取った上で実施できる種目につ
いては、実施しているという報告は受けております。

以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。ありがとうございました。

③の日本中学校体育連盟主催の大会につきましては、なかなかこれはもう実施主体がもともと母体からの日本中学校体育連盟というものが大変規模が大きくて、そしてまた細かく種目が分かれるということで、当然これは掌握し切れないこともあるかと思えます。

ちょっとすみません。話が少し変わる部分もありますけれど、コロナがこのように流行してしまう前までは、この日本中学校体育連盟主催の部活動についても教員の働き方改革との関係で、やっぱり改善が求められていたような状況があったかと思えます。今、コロナでちょっとそこが忘れ去られているような部分もあるかと思えますけれど、そんなこともありますので、コロナのその後がどのようになるかというのを見据えながら、できる範囲の中で学校が日本中学校体育連盟主催の大会に対して、このコロナの中でどのように向き合っているかというの把握していただければと思います。

意見ということで、よろしく願いいたします。

教育長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 指導課に2点、質問です。

変更事業④ふれあいの森の体験学習なんですけれども、こっちは9月から10月に延期してということなんです、9月がNGになった理由を教えてください。

教育長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
指導課長。

指導課長 稲城ふれあいの森の体験学習、今年度は7月から開催予定でございましたが、7月は緊急事態宣言が発令されてしまった関係で、7月から9月までで実施予定だったものを、7月ができなくなったので9月と10月に実施するというので、延期をした次第でございます。ですので、9月については、今の段階では実施予定ということになります。

以上です。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。よく分かりました。

もう一点が、(2)の中止事業のオリンピックパラリンピック学校連携観戦についてなんですけれども、こちら結果として観戦が中止になったというのは、マスコミ等の話からでも十二分に分かるんですけれども、そこに至った経緯と、東京都教育委員会から伺っている部分、どのくらいのタイミングで回答がきたのかということと、中止になった経緯、その代替については何か考えがあるのかどうかについて教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 学校連携観戦につきましては、これまで東京都から具体的な実施計画やガイドライン等の通達を待っていた状況でございました。しかし、この7月6日の未明に、東京都から一斉に情報提供があったのですけれども、もうその段階で各学校は、当時はまだやる想定だったので、そこからのスタートで学校が準備をするというのは、これはもう非常に厳しい現状がありました。保護者への説明もまだ十分でなかったことや、子どもたちの移動に関する計画もまだ未定であったということもあり、稲城市としましては、この状況で子どもたちにこの学校連携観戦に参加させるということは非常に難しいであろうということも鑑みて、7月6日に中止を決定した次第です。

それまでに稲城市としては、できれば公共交通機関を使わずに安全に移動できる、例えばバスを貸し切るなどについても計画はしていたのですが、それについては東京都からも、オリンピックの事務局からも認められなかったという経緯もありまして、そういった中で子どもたちに感染のリスクを負わせる状況があるという中で参加の判断はできなかったということも含めて、判断した次第でございます。

以上です。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

指導課も含め、学校側のほうも、非常に保護者のほうからもいろいろあったと思うので、その辺りは致し方ないとは思いますが、正しい判断だったかなと思っています。

あともう一点は、この代替についてはいかがですか。

教育長 指導課長。

指導課長 失礼いたしました。代替案でございますが、指導課として、一律こうしてくださいますということを学校にはお伝えしてございませんが、市のホームページ等で保護者の方々にお伝えしたのは、ご家庭でテレビ視聴等で応援をしていただけるようであれば、ぜひ応援をしていただきたいということでのお願いはさせていただきました。学校に対しても、例えばパブリックビューイングのような形だと、それを行うに当たって様々な制限がかかってしまうこと、また夏季休業中ということもありますので、ご家庭で応援をとということで、お伝えをしている次第でございます。

以上です。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

学校で集まって見るというのも、また密になる可能性もありますし、クーラーがついたとはいえ熱中症の心配もある中なので、そのような形で進めていただいて結構かなと思います。ありがとうございます。

教育長 ほかに。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時42分閉会)